

【対象施設：スポーツ施設】 指定管理者の募集に関する質問及び回答

	資料名称	ページ	質問	回答
1	募集要項	2	指定管理料について質問します。 募集要項資料のなかで標準的経費として金額が179,125,000円（税込）と掲載されていて収支計画書にあげる必要とする指定管理料額の低額な方を上限額とするとあるが、その標準額を超えることはないと解釈して良いのか。 それとも可能性はないと思われるがその額を超えた金額で申請しても良いのか。	様式第3の1「収支計画書」に記載する「必要とする指定管理料」に、募集要項で示している標準的経費を超えた金額を提示し申請することは可能ですが、村山市では、標準的経費より低額の金額を提示していただくことを想定しております。 なお、申請者が標準的経費を超えた金額で申請した場合であっても、指定管理者として指定された場合に市が支払う指定管理料は、標準的経費の金額を上限額とします。